## 国立大学法人香川大学における内部質保証に関する方針

令和3年4月1日 改正 令和4年6月23日 改正 令和4年11月24日 改正 令和5年9月15日 改正 令和6年4月1日 改正 令和7年6月20日 改正 令和7年10月1日

#### 総則

## 第1 目的

この方針は、国立大学法人香川大学(以下、「本法人」という。)及び本法人が設置する香川大学(以下「本学」という。)が、本学の理念・目標を実現するために、自らが行う教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況(以下、「教育研究活動等」という。)について継続的に点検・評価し、絶えず改善・向上に取り組むこと(以下、「内部質保証」という。)に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## 内部質保証体制

### 第2 内部質保証体制における責任者

内部質保証の実施に最終責任を負う最高責任者、最高責任者を補佐し内部質保証業務を 統括する統括責任者、法人及び大学全体で実施する教育研究活動等の活動に係る内部質 保証を実施する分野責任者を置く。

### (1)最高責任者

- 1) 最高責任者は、内部質保証に関する業務を総括し最終責任を負う。
- 2) 最高責任者は、学長をもって充てる。

#### (2)統括責任者

- 1)統括責任者は、最高責任者を補佐し、内部質保証に関する業務を実質的に統括する。
- 2) 統括責任者は、評価を担当する理事をもって充てる。

#### (3)分野責任者

- 1)分野責任者は、本法人及び本学全体で実施する教育研究活動等の分野ごとの内部質保証に関する業務を行う。
- 2) 分野責任者は、当該分野に係る業務を担当する理事及び副学長をもって充てる。
- 3) 分野及び分野責任者は別表のとおりとする。

### 質保証の実施

### 第3 分野における点検・評価の実施

1)点検・評価の実施に際する点検・評価項目、方法、手順、実施体制及び周期等は、分野及び部局の特性、並びに機関別認証評価及び分野別認証評価等の第三者評価(以下、「第三者評価」という。)の周期等を考慮し、分野責任者が別に定めた上で分野の対象組

織に周知するものとする。点検・評価項目等を改訂する場合は、分野責任者は大学評価委員会を通じて統括責任者に報告するものとする。

- 2) 点検・評価項目については、公表されている第三者評価の基準等を参考に定めることができる。
- 3) 点検・評価の実施に当たっては、第三者評価及び設置計画履行状況等調査(以下、「第三者評価等」という。) の結果を活用するとともに、必要に応じて関係者(学生、卒業生(修了生)等) から意見を聴取するものとする。
- 4)分野責任者は、分野ごとの点検・評価の結果及び改善等の進捗状況等(以下、「点検・ 評価結果」という。)を確認する。

## 第4 検証・改善

- (1)点検・評価結果の検証
  - 1) 分野責任者は、点検・評価結果を統括責任者へ報告するものとする。
  - 2) 統括責任者は、大学評価委員会に点検・評価結果の検証を依頼し、大学評価委員会は 検証結果を作成するものとする。
  - 3) 統括責任者は、点検・評価結果の内容が教育研究に係るものである場合は教育研究評議会において、経営に係るものである場合は経営協議会において、その検証結果を報告するものとする。
  - 4) 統括責任者は、点検・評価結果の検証結果について、役員会を通じて最高責任者へ報告し、最高責任者は必要に応じて統括責任者に対して改善実施等の指示を行うものとする。
  - 5) 最高責任者は、第三者評価等の結果を大学評価委員会及び役員会へ報告し、必要に応じて統括責任者に対して改善実施等の指示を行うものとする。
  - 6) 最高責任者は、第三者評価等の結果の内容が教育研究に係るものである場合は教育研究評議会において、経営に係るものである場合は経営協議会において、報告するものとする。

#### (2)改善の実施

## 第5 組織改編等に係る学内承認手続

- 1)組織改編等を行う場合は、必要に応じて将来構想推進本部会議において審議するものとする。
- 2) 最高責任者は、組織改編等の内容が点検・評価項目を満たすこと、人材需要の動向等社会の要請、学生の確保の見通し、また変更後の組織を運営するうえで必要となる資源等について、統括責任者を通じて分野責任者へ確認を指示し、分野責任者は統括責任者を通じて最高責任者へ確認結果を報告するものとする。
- 3)最高責任者は、分野責任者による確認結果を踏まえ、組織改編等について、役員会、教育研究評議会及び必要に応じて経営協議会の議を経て決定するものとする。

# 内部質保証に係る情報の公表

## 第6 点検・評価結果等の公表

点検・評価結果等は、本学ホームページで公表するものとする。

# その他

## 第7 その他

この方針に定めるもののほか、内部質保証に関し必要な事項は、別に定める。

## 別表(第2 内部質保証体制における責任者)

分野	分野責任者
教育活動	教育担当理事
教職課程	
研究活動	研究担当理事
組織•運営等	企画・評価・ダイバーシティ・広報担当理事